

3. 届出書の記載要領

1 届出書の記載要領

(1) 届出書の作成に当たって

ア 届出書類については2部（正本・写し）提出して下さい。法第5条第1項～第3項、第7条の届出については、審査後に写しを返却します。

イ 届出は特定施設を設置する工場・事業場ごとに行ない、同一工場・事業場で2つ以上の特定施設を届け出る場合は、可能な限り1つの届出書で提出して下さい。

ウ 届出書の届出者は法人にあっては原則法人の代表者であることが必要です。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は法人の代表者から計画変更命令により計画を変更し得る権限を委任されている者に限ります。その場合は届出書に委任状を添付して下さい。

また、単に工場長等が届出書を代理提出する場合は、届出書の届出者の欄に代表者に加えて代理者を併記し、併せて委任状を添付して下さい。

なお、窓口への届出はその従業員等の方が行ってください。

エ 排水基準又は東京湾総量規制基準が適用される場合は、その基準値を満足する排水処理が必要となります。届出に当たっては処理施設の設置について十分な検討をしてください。

オ 特定地下浸透水を地下へ浸透させる場合には、その水に有害物質が含まれている場合、地下へ浸透させることができませんので、届出にあたっては処理施設の設置について十分な検討をしてください。

カ 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設については、構造等の基準を遵守しなければなりません。届出に当たっては、施設等の構造や使用の方法について、基準に適合するものとなっているか十分な検討をしてください。

キ 届出別紙について

(ア) 別紙1～6：工場・事業場から公共用水域に水を排出する特定施設の設置者が使用します。

(イ) 別紙7～11：工場・事業場から特定地下浸透水を地下へ浸透させる特定施設の設置者が使用します。

(ウ) 別紙12～15：有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置者が使用します。

(エ) 別紙（様式第2の2）：工場・事業場の敷地が新たに指定地域に指定された際に、指定以前から特定施設を設置している者が法第6条第3項の届出を行う場合に使用します。

(オ) 有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設 構造基準等確認表：有害物質使用特定施設（法第5条第2項に該当する場合を除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置者が使用します。

(カ) 様式11号：事故の届出の際に使用します。（参考様式）

ク 届出別紙の記載について

(ア) 通常の排水量は1日当たりの平均的な排水量又は浸透水量を次により算定し、記入して下さい。

- ① 正常に操業している時点において1日1回、週3日以上操業状態が異なる時期を含むようにして流量測定を行い、次式により求めた量を1日当たりの平均的な排水量又は浸透水の量とします。なお、季節的に大幅に排水量又は浸透水量が変動する場合は、通常の操業時期を対象とします。

$$Q = (q_1 t_1 + q_2 t_2 + \dots + q_n t_n) / n$$

Q：1日当たりの平均的な排水量又は浸透水の量 (m³/日)

q_n：実測流量 (m³/sec)

t_n：q_nの測定を行った日の実質操業時間 (sec)

n：測定回数

- ② 年間を通じてほぼ恒常的な操業を行い、かつ使用水が水道のみによる場合には①にかかわらず

ず、次式によることができます。

$$Q = Q_t / n - Q_0$$

Q_t : 1ヶ月間の水道使用量

Q_0 : 製造過程等で明らかに消費される一日の水量

(実測もしくは、生産量によって明らかに消費水量が把握できる場合に限る)

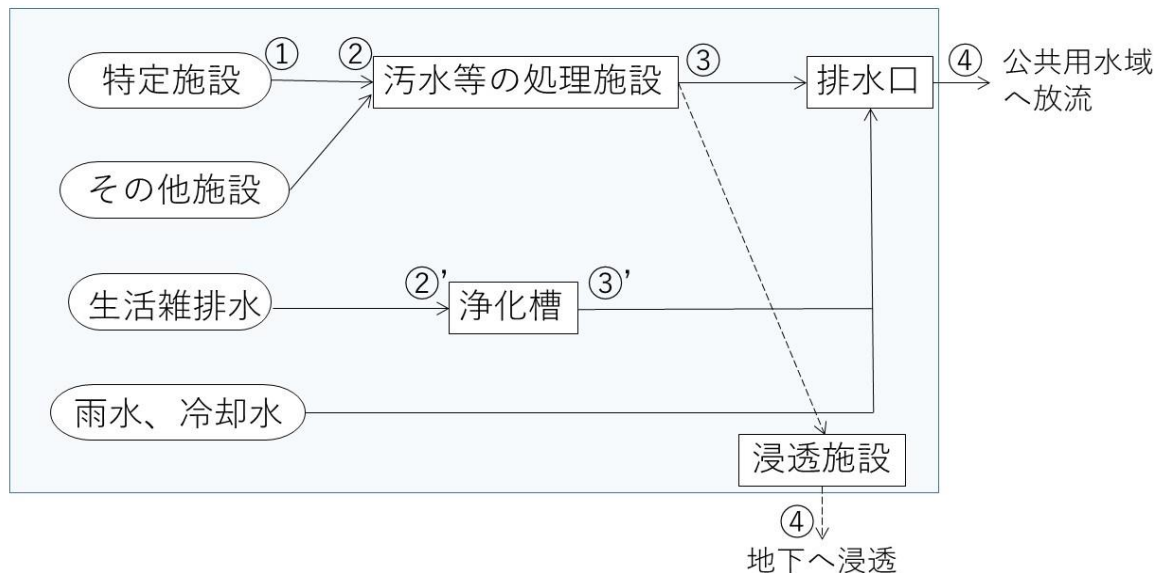
n : 1カ月の操業日数

③ ①、②の実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

(イ) 排出水の水質の「通常」の状態とは、1日の操業時間内において、3回以上測定した結果の平均値とします。ただし、この場合操業開始直後および操業終了前における測定結果を必ず含めてください。

なお、実測値がない場合は、類似の工場・事業場での事例等を参考に推定してください。

(ウ) 届出別紙1～11には、下図①～④で示すように排水量又は浸透水量及び水質を記入する項目が4種類あります。(-----▶は特定地下浸透水を地下へ浸透させる場合)



- ① 特定施設から出る汚水等の水質・水量 : 別紙2, 8に記入
- ② 汚水等の処理施設(処理前)の水質・水量 : 別紙3, 9に記入
- ②' その他の排水処理施設(処理前)の水質・水量 : 別紙3, 9に記入
- ③ 汚水等の処理施設(処理後)の水質・水量 : 別紙3, 9に記入
- ③' その他の排水処理施設(処理後)の水質・水量 : 別紙3, 9に記入
- ④ 公共用水域又は地下へ浸透される直前の水質・水量 : 別紙4, 10に記入

(エ) 法第7条の構造等変更届の場合は、変更前後の内容がよく判るように記載してください。

ケ 添付図書について

図面は、共用することができます。また、A4サイズに統一し、これより大きいものは、同サイズに折りたたみ、左綴りにしてください。

① 事業場平面図

(注) 特定施設、汚水等の処理施設、用・排水経路及び排水口は浸透施設の位置を明記してください。

- ② 特定施設を含む操業の系統図
- ③ 汚水等の処理の系統図
- ④ 事業場の位置及び排水が主たる公共水域へ至るまでの経路を明記した地図
- ⑤ 用水及び排水の系統について、東京湾総量規制地域内の工場・事業場にあつては、業種その他の区分ごとの系統を明記したもの。
- ⑥ 参考図書：特定施設の構造図、汚水等の処理施設の構造図、設計計算書 等

(2) 押印手続きについて

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年環境省令第31号）により、令和2年12月28日から、届出様式への届出者の押印が不要となりました。

(3) 光ディスクによる提出について

特定施設等の設置・使用・構造等変更・廃止届出書、氏名等変更届出書、承継届出書及び測定手法届出書については、光ディスクによる提出が可能です。水質汚濁防止法施行規則様式第10の2の光ディスク提出書1通及び届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク1枚を提出してください。なお、光ディスクの返却は行っていません。

(4) 電子申請による提出について

氏名等変更届出書、特定施設使用廃止届出書及び承継届出書については、ちば電子申請サービスによる提出が可能です。なお、写しの返却はありません。

【ちば電子申請サービス】

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

(5) 水質汚濁防止法特定施設届出様式記載要領

様式第1、別紙1～15及び様式第2の2の別紙の記載についての要領は別記のとおりです。

(別記)

水質汚濁防止法特定施設届出様式記載要領

1 届出様式記載の全般に係る事項について

- (1) 届出者は、届出様式に合致する様式であれば、自ら用意した用紙によって届出を行うことも可能です。その際、届出者において各々の欄の大きさを適宜調整して下さい。
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下単に「法」といいます。第5～7条に基づくそれぞれの届出に必要な様式は、下表のとおりです。

届出の種類		必要様式	備考
法第5条第1項に基づく届出（設置の届） （公共用水域に水を排出する特定施設の設置）		別紙1～6	
法第5条第2項に基づく届出（設置の届） （有害物質を含む汚水等を地下に浸透させる有害物質使用特定施設の設置）		別紙7～11	
法第5条第3項に基づく届出（設置の届） （有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項に規定するものを除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置）		別紙12～15	
法第6条第1項又は第2項に基づく届出（経過措置）	（公共用水域に水を排出する特定施設の使用）	別紙1～6	
	（有害物質を含む汚染等を地下に浸透させる有害物質使用特定施設の使用）	別紙7～11	
	（有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項に規定するものを除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置）	別紙12～15	
法第7条に基づく届出（変更届出）	（公共用水域に水を排出する特定施設の使用）	別紙1～6	変更に係る部分の様式に係る箇所についてのみ記載・提出
	（有害物質を含む汚水等を地下に浸透させる有害物質使用特定施設の使用）	別紙7～11	
	（有害物質使用特定施設（法第5条第1項及び第2項に規定するものを除く）及び有害物質貯蔵指定施設の設置）	別紙12～15	

- (3) 法第7条に基づく特定施設の構造変更等の届出については、変更箇所についてのみ記載し提出して下さい。

※令和2年12月28日から、各届出書の押印が不要となりました。なお、届出時に本人確認をさせていただく場合がありますので、御協力ください。

2 別紙1（特定施設の構造）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該特定施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載して下さい。
- (2) 「特定施設番号及び名称」の欄には、政令別表第1の当該特定施設の該当する施設番号及びその名称を記載して下さい。

- (3) 「形式」・「主要寸法」・「能力」の欄には、施設について簡潔に記載して下さい。
- (4) 「構造」の欄には施設の主要部分の材質等を記載して下さい。有害物質使用特定施設にあっては、有害物質の漏洩を防止する材質であること及び、漏洩を検知する設備が設置されていればその内容について記載して下さい。
- (5) 「配置」の欄には、特定施設が事業場内のどの位置に設置されているか記載して下さい。
- (6) 「設置年月日」の欄には、法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該特定施設の設置年月日について記載して下さい。
なお、法第5条第1項及び法第7条に基づく、特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、届出者の本欄への記載は不要です。
- (7) 「その他参考になるべき事項」の欄には、有害物質使用特定施設にあっては、施設の床面や周囲について有害物質の漏洩を防止する材質であることや防液堤の設置の有無などについて記載して下さい。ほか、必要な事項があれば記載してください。

3 別紙1の2（特定施設の設備）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄については、2（1）に準ずるものとし、別紙1との対応がわかるようにして下さい。
- (2) 「特定施設番号及び名称」の欄については、2（2）に準ずるものとし、別紙1との対応がわかるようにして下さい。
- (3) 「設備」の欄には、配管や排水溝など、施設に付帯し構造基準の対象となる設備の名称を記載して下さい。
- (4) 「構造」の欄には設備が、有害物質の漏洩を防止する材質であること及び、漏洩を検知する設備が設置されていればその内容について記載して下さい。
- (5) 「設置年月日」の欄には、設備の設置年月日について2（6）に準じて記載して下さい。
- (6) 「参考」の欄には、事業場において、有害物質使用特定施設の使用の方法等について管理要領を定めているか、定めている場合はそれに基づく点検等の頻度について記載して下さい。また、構造基準等の点検について、項目や頻度について記載して下さい。

4 別紙2（特定施設の使用の方法）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄については、2（1）に準ずるものとし、別紙1との対応がわかるようにして下さい。
- (2) 「特定施設番号及び名称」の欄については、2（2）に準ずるものとし、別紙1との対応がわかるようにして下さい。
- (3) 「操業の系統」の欄には、「特定施設を含む操業の系統」について記載して下さい。
- (4) 「使用の季節的変動」の欄には、「特定施設の使用に季節的変動がある場合に、その概要」について記載して下さい。
- (5) 「原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」の欄には、「特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量」について記載して下さい。
- (6) 「汚水等の汚染状態」の欄には、「特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項に限る。）」について記載して下さい。また、「汚水等の量」の欄には、「当該特定施設から排出される汚水等の量」について記載して下さい。

5 別紙3（汚水等の処理の方法）の記載について

- (1) 「工事又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該処理施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載

して下さい。

- (2) 「設置年月日」の欄には、法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、特定施設の使用の届出を行う場合に、当該特定施設からの排水の処理施設の設置年月日について記載して下さい。
なお、法第5条第1項及び法第7条に基づく、特定施設の設置の届出及び特定施設の構造等の変更の届出の場合には、届出者の本欄への記載は不要です。
- (3) 「工事着手予定年月日」、「工事完成予定年月日」、「使用開始予定年月日」、「種類及び型式」、「構造」、「主要寸法」、「能力」、「処理の方法」、「使用時間間隔」及び「1日当たりの使用時間」の欄には汚水等の処理施設について、それぞれの該当事項を記載して下さい。
- (4) 「集水及び導水の方法」の欄には、「汚水等の集水及び汚水等の処理施設までの導水方法」について記載して下さい。
- (5) 「使用の季節変動」の欄には、「汚水等の処理施設の使用に季節的な変動がある場合にその概要について記載して下さい。
- (6) 「消耗資材の1日当たりの用途別使用量」の欄には、「汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量」について記載して下さい。
- (7) 「汚水等の汚染状態及び量」の欄には、「汚水等の処理施設の使用時における当該汚染等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値、当該汚水等の通常量及び最大量」について記載して下さい。「種類・項目」の欄には、当該事業場に関係する「排水の汚染の状態の種類・項目」について記載し、それぞれの項目について、その汚染状態の値を記載して下さい。
- (8) 「残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法」の欄には、「汚水等の処理によって生ずる残さの種類及び1月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要」について記載して下さい。
- (9) 「排出水の排出方法」の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先も含めて記載して下さい。

6 別紙4（排出水の汚染状態及び量）の記載について

- (1) 「工場又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該排水口を有する施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載して下さい。
- (2) 「排出水の汚染状態」、「排出水の量」の欄は、それぞれ当該特定事業場の排水口におけるそれぞれの状態について記載して下さい。
- (3) 雨水排水口がある場合には、漏れなく記載してください。排水口の総数が多い場合には、事業場平面図等を添付し詳細を記載してください。

7 別紙5（排出水の排水系統別の汚染状態及び量）の記載について

別紙5は、排出水の排水系統別の汚染状態及び量について記載するものであり、政令第4条の2において定められる指定地域内の工場又は事業場に係る届出に限って提出して下さい。

なお、詳細は「水質汚濁防止法のとびき（総量規制編）」を参照してください。

- (1) 「特定排水」の欄には、「特定排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の通常値及び最大値並びに特定排水の排水の通常量及び最大量」について記載して下さい。
- (2) 「特定排水以外の排水」の欄には、「特定排水以外の排水の化学的酸素要求量に関する汚染状態の通常値及び最大値並びに特定排水以外の排水の通常量及び最大量」について記載して下さい。

8 別紙6（用水及び排水の系統）の記載について

- (1) 「用水及び排水の系統」の欄は、「当該特定事業場における用水及び排水の系統」について記載して下さい。
- (2) 「用途」の欄については、用水の使用用途（ボイラー用水、原料用水、洗浄水、冷却水等）を記載し

て下さい。

(3)「使用水」の欄には、用水の種類（上水道、工場用水、地下水、河川水、海水等）を記載して下さい。

- 9 別紙7（有害物質使用特定施設の構造）の記載について
各欄は、2 別紙1（特定施設の構造）の記載について（1）～（3）に準じて記載して下さい。
- 10 別紙8（有害物質使用特定施設の使用法）の記載について
各欄は、4 別紙2（特定施設の使用の方法）の記載についての（1）～（6）に準じて記載して下さい。
- 11 別紙9（汚水等の処理方法）の記載について
各欄は、5 別紙3（汚水等の処理の方法）の記載についての（1）～（8）に準じて記載して下さい。
- 12 別紙10（特定地下浸透水の浸透の方法）の記載について
「浸透水」の「工事又は事業場における施設番号」の欄には、当該工場又は事業場内の全施設のうちから当該地下浸透施設を特定するために当該工場又は事業場において用いている番号、名称等があれば、それを記載して下さい。
- 13 別紙11（特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統）の記載について
各欄は、8 別紙6（用水及び排水の系統）の記載についての（1）～（3）に準じて記載して下さい。
- 14 別紙12（有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用法）の記載について
各欄は、2 別紙1（特定施設の構造）の記載についての（1）～（7）に準じて記載して下さい。
- 15 別紙13（有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備）の記載について
各欄は、4 別紙1の2（特定施設の設備）の記載についての（1）～（6）に準じて記載して下さい。
- 16 別紙14（有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法）の記載について
各欄は、4 別紙2（特定施設の使用の方法）の記載についての（1）～（5）に準じて記載するほか、当該施設で取り扱う有害物質について、原材料に含まれる場合は原材料の欄に、貯蔵指定施設で貯蔵する場合は貯蔵する物質の欄に、製品として製造される場合や操業の過程で廃棄物として外部処理される場合はその他の欄に、それぞれ記載して下さい。
- 17 別紙15（用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統））の記載について
各欄は、8 別紙6（用水及び排水の系統）の記載についての（1）～（3）に準じて記載して下さい。また、有害物質貯蔵指定施設にあつては、有害物質を含む水の系統について記載して下さい。
- 18 様式第2の2（第3条関係）の別紙の記載について
様式第2の2（第3条関係）の別紙は、政令第4の2において定められている指定地域内の工場又は事業場について法第6条第3項の規定により届け出る場合に限り提出して下さい。各欄は、7 別紙5の記載についての（1）～（2）に準じて記載して下さい。

[記載例1 (様式第1部分)]

様式第1 (第3条関係) (表面)

・法人の場合は主たる事務所の所在地・名称及び代表者の職・氏名を記入する
 ・氏名について、旧姓を記載する場合は、戸籍氏と併記する。
 (例) 千葉太郎が環境太郎に改姓した場合: 環境[千葉]太郎

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書

〇〇年〇〇月△△日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

届出先の長を記載する。
 (例) 〇〇地域振興事務所長 〇〇 〇〇 様

該当する事項以外は二重線で抹消する。

届出者

代表者

千葉県千葉市〇〇区〇〇町〇〇 - 〇
 △△△株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇

(委任状を添付することで、代理者からの届出も可)

特定施設を設置しようとする工場・事業場名を記入する。

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項(第6条第1項又は第2項、第7条)の規定により、特定施設(有害物質貯蔵指定施設)について、次のとおり届けます。

工場又は事業場の名称	△△株式会社 流山工場	政令別表第一の特定施設番号を記入する。 ・複数の特定施設を設置する場合は、もれなく記入する。 ・個々の特定施設の構造・使用方法を変更する場合は、該当特定施設番号を記入する。汚水等の処理施設など全ての施設に係る事項を変更する場合は、全施設の番号を記入する。
工場又は事業場の所在地	流山市流山1-1	
第5条第1項関係	特定施設の種類	65酸又はアルカリによる表面処理施設
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> ※ 該当する施設に印をつける。
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。
	△特定施設の設備(有害物質使用特定施設の場合に限る。)	別紙1の2のとおり。
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。
	△排出水の排水系統別の汚染状態及び量	別紙5のとおり。
第5条第2項関係	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。
	有害物質使用特定施設の種類	
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。	

第5条第1項関係は、公共用水域に排水する場合に作成する。
 [記載例1-1]では、有害物質を使用しない場合の別紙1~6の記載例を示す。
 (有害物質を使用する場合の記載例は、[記載例1-3]を参照)

第5条第2項関係は、特定地下浸透水を地下へ浸透させる場合は作成する。
 (別紙7から別紙11の記載例は、[記載例1-2]を参照)

該当する事項以外は斜線を入れる。

工場や事業場において用いている
番号、名称等があれば、記入する。

特 定 施 設 の 構 造

工場又は事業場 における施設 番号	No. 1 (酸洗槽)	No. 2 (脱脂槽)
特定施設 番号 名称	65 酸又はアルカリに よる表面処理施設	65 酸又はアルカリに よる表面処理施設
型 式	連続式	連続式
構 造	ステンレス製	銅板製
主 要 寸 法	1,000×1,500×900 (単位 mm)	1,200×1,300×900 (単位 mm)
能 力	30 m ³ /日	30 m ³ /日
配 置	別添図のとおり	別添図のとおり
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	〇〇年 7 月 1 日	〇〇年 7 月 1 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	〇〇年 7 月 20 日	〇〇年 7 月 20 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	〇〇年 7 月 25 日	〇〇年 7 月 25 日
そ の 他 の 参 考 と な る べ き 事 項	<p>工事着手予定年月日は、60日間の実施の制限があるので、様式第1の届出日の60日以上後の日を記入する。</p>	

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号 及び 名称		
設備		
構造		
主要寸法		
配置		
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	年月日	年月日
工事完成予定年月日	年月日	年月日
使用開始予定年月日	年月日	年月日
その他参考となるべき事項		

・ 本記載例では有害物質を使用していないため、本ページは作成・添付を要しない。
 ・ 有害物質を使用する場合の記載例は、[記載例 1-3]の別紙 13 を参照。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

(参考)

点検項目・頻度等		
----------	--	--

別紙1との対応がわかるよう同じ名称等を記入する。

特定施設の使用の方法

工事又は事業場における施設番号	No. 1 (酸洗槽)	No. 2 (脱脂槽)			
特定施設号番号及び名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	65 酸又はアルカリによる表面処理施設			
設置場所	別添図のとおり	別添図のとおり			
操業の系統	同上	同上			
使用時間間隔	8:00~18:00	8:00~18:00			
1日当たりの使用時間	10時間	10時間			
使用の季節的変動	なし	なし			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	硫酸500kg	水酸化ナトリウム250kg			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	2.5~4.0		10.5~11.3	
	BOD	15	20	10	20
	COD	150	300	200	400
	SS	40	60	30	50
	浮遊性抽出物質(鉱物油)		10	5	10
	Cu			10	20
<p>当該特定事業場の排水に係る排水基準が定められた物質について記入する。</p>					
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	15	30	15	30	
<p>当該特定施設から排出される汚水等の量を記入する。</p>					
その他参考とすべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(参考)

特定施設で、使用・製造・処理する有害物質		
----------------------	--	--

工場や事業場において用いている番号、名称等があれば、記入する。

特定施設から発生する汚水等の処理施設以外の排水処理施設(合併処理浄化槽など)があれば、併せて記入する。*

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	No. 1 (工程排水処理施設)		No. 2 (生活排水処理)						
処理施設の設置場所	別添図のとおり		別添図のとおり						
設置年月日									
工事着手予定年月日	〇〇年7月 1日		〇〇年7月 1日						
工事完成予定年月日	〇〇年7月20日		〇〇年7月20日						
使用開始予定年月日	〇〇年7月25日		〇〇年7月25日						
種類及び型式	自動式		合併処理浄化槽(50人槽)						
構造	鋼板製(一部コンクリート製)		コンクリート製						
主要寸法	別添図のとおり		別添図のとおり						
能力	60m ³ /日		15m ³ /日						
処理の方式	中和+凝集沈殿+砂ろ過		接触ばっ気						
処理の系統	別添図のとおり		別添図のとおり						
集水及び導水の方法	同上		同上						
使用時間間隔	連続		連続						
1日当たりの使用時間	12時間		24時間						
使用の季節変動	なし		なし						
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	水酸化ナトリウム 6kg PAC 10kg		次亜塩素酸カルシウム 0.5kg						
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	1.0	6~8			5~9	6~8		
	BOD	15	8	20	10			200	20
	COD	200	8	300	10			200	25
	SS	35	8	55	10			150	20
	ノニ抽出物質(鉱物油)	5	1	10	5				
	Cu	10	不検出	20	1				
大腸菌数								<800	
量(m ³ /日)	40	40	60	60	10	10	15	15	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥1.0t/月 脱水処理後業者に処分委託 (収集・運搬・処分〇〇興業(株))				汚泥0.1t/月 市指定業者に処分委託 (〇〇〇清掃公社)				
排出水の排出方法	別添図のとおり				別添図のとおり				
その他の参考となるべき事項	排出水の排出先: 都市排水路→江戸川				同左				

別添図においては、排水口の位置及び数並びに排出先も含めて記入する。

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
2 排出水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

※下水道に放流する場合は、特定施設から発生する汚水等の処理施設以外の排水処理施設を記入する必要はない。

排水水の汚染状態及び量

工場や事業場において用いている番号、名称等があれば、記入する。

工場又は事業場における施設番号		排水口A		排水口B	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
		pH	5.8~8.6		5.8~8.6
	BOD	8	10		20
	COD	10	15		25
	SS	8	10		20
	Cu	1	5		5
	ノルマルキチン抽出物質（鉍物油）	不検出	1		
	大腸菌数				<800
排水基準値内であることを確認してください。					
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		40	75	10	15
雨水排水用の排水口で雨天時以外には排水がない場合や下水道に放流する場合は、排出水の量は0と記入する。その他参考となるべき事項に、雨水のみ排水することや下水道に放流することを記入する。		事業場内の雨水については、雨水側溝を流れ、工程排水処理施設の処理水と排水口Aで合流する。		合併処理浄化槽の処理水を排出する。	
その他参考となるべき事項		<p>【重要】 <u>排水基準は、特定事業場から公共用水域へ排出される水(特定施設から排出される汚水等に限らず、これらを処理したもの、生活雑排水や雨水を含む)に適用されます。</u></p>			

事業場内に雨水排水用の排水口が別途ある場合には、漏れなく記載してください。

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

このページは、指定地域内に事業場を設置する場合のみ記入する。
 (このページの記入方法の詳細は、「水質汚濁防止法のとびき(総量規制編)」を参照ください。)

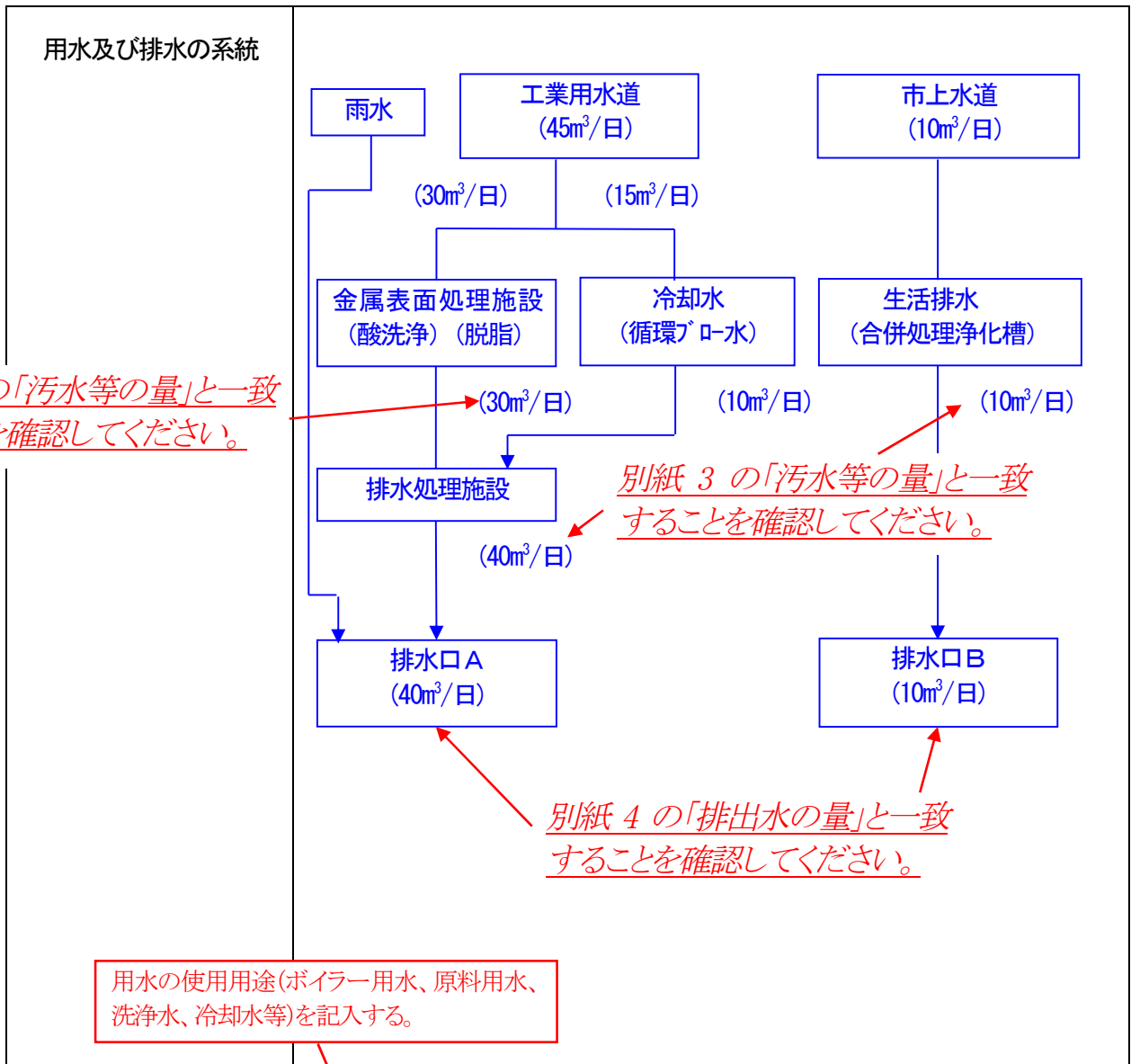
排出水の排水系統別の汚染状態及び量

COD、窒素含有量、燐含有量の項目別に記入する。(合計3シート必要)

		指定項目の別		化学的酸素要求量(COD)							
業 種 の 区 分	汚 染 状 態 (mg/L)	水 量 (m ³ /日)						汚濁負荷量 (kg/日)		※	
		通常	最大	通常	最大	Q _{co} Q _{ci} Q _{cj}			通常		最大
						Q _{co}	Q _{ci}	Q _{cj}			
特定 排 出 水	202	8	10	30	60			60	0.24	0.6	
	232(1)イ	8	10	10	15			15	0.08	0.15	
	232(2)	5	10	10	15			15	0.05	0.15	
	合計			50	90			90	0.37	0.90	
特定 排 出 水 以 外 の 排 出 水	種 類 及 び 用 途	汚 染 状 態 (mg/L)		水 量 (m ³ /日)		汚濁負荷量 (kg/日)		/			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	雨水										
	合計										
その他 参 考 と な る べ き 事 項	<p>[202] $L_1 = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^3$ $= (20 \times 0 + 10 \times 0 + 10 \times 60) \times 10^3 = 0.6 \text{ kg/日}$</p> <p>[232(1)イ] $L_2 = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^3$ $= (30 \times 0 + 25 \times 0 + 25 \times 15) \times 10^3 = 0.375 \text{ kg/日}$</p> <p>[232(2)] $L_3 = (C_{co} \times Q_{co} + C_{ci} \times Q_{ci} + C_{cj} \times Q_{cj}) \times 10^3$ $= (20 \times 0 + 10 \times 0 + 10 \times 15) \times 10^3 = 0.15 \text{ kg/日}$</p> <p>$L = L_1 + L_2 + L_3 = 0.6 + 0.375 + 0.15 = 1.125 \text{ kg/日}$</p> <p style="text-align: right;">} 基準値を算定する。</p> <p style="text-align: center; color: red;">「基準値」≥「汚濁負荷量」であることを確認してください。</p>										

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{no}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{po}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

用水及び排水の系統



別紙2の「汚水等の量」と一致
することを確認してください。

別紙3の「汚水等の量」と一致
することを確認してください。

別紙4の「排出水の量」と一致
することを確認してください。

用水の使用用途(ボイラー用水、原料用水、
洗浄水、冷却水等)を記入する。

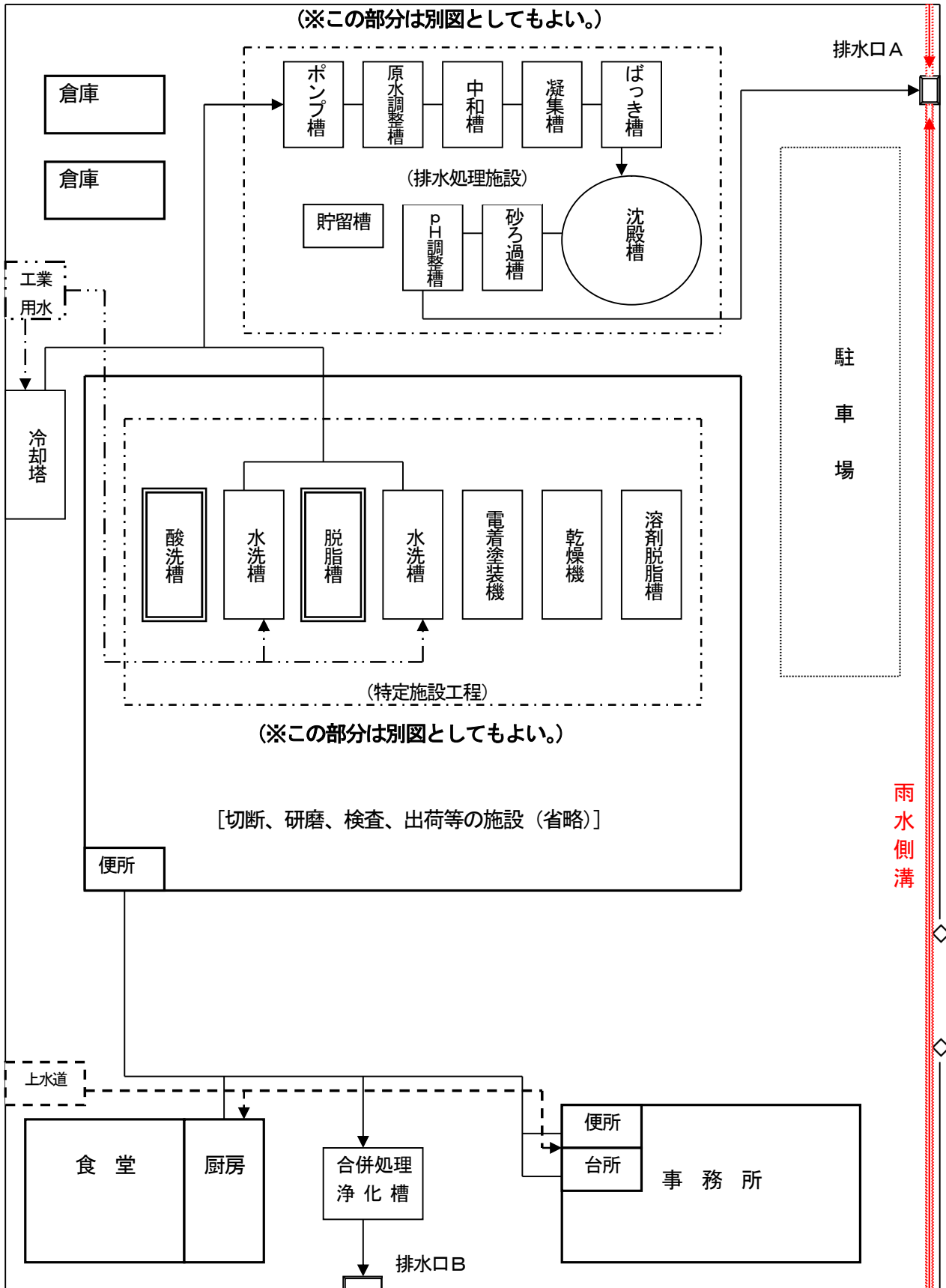
用途別 用水量	用途	使用水	用水使用量 (m³/日)
	製品処理洗浄水	工業用水道	30
	冷却水	工業用水道	15
	生活系用水	上水道	10

用水の種類(上水道、工場用水、地下水、
河川水、海水等)を記入する。

1. 事業場平面図

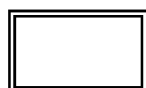
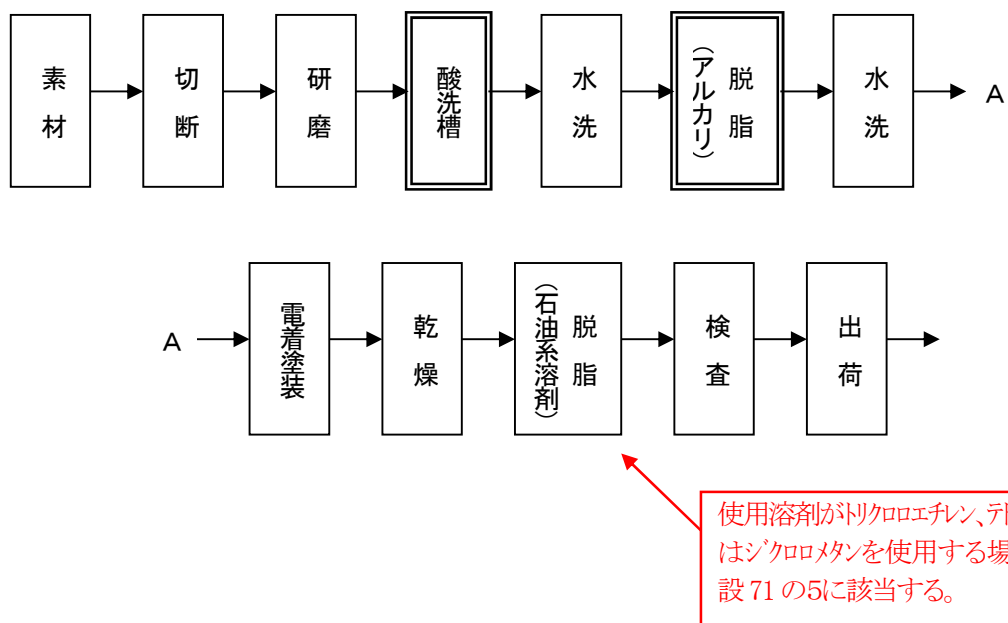
(第1図)

(特定施設、処理施設の設置場所、集水及び導水の方法、排水水の排出方法)



2. 特定施設を含む操業の系統図

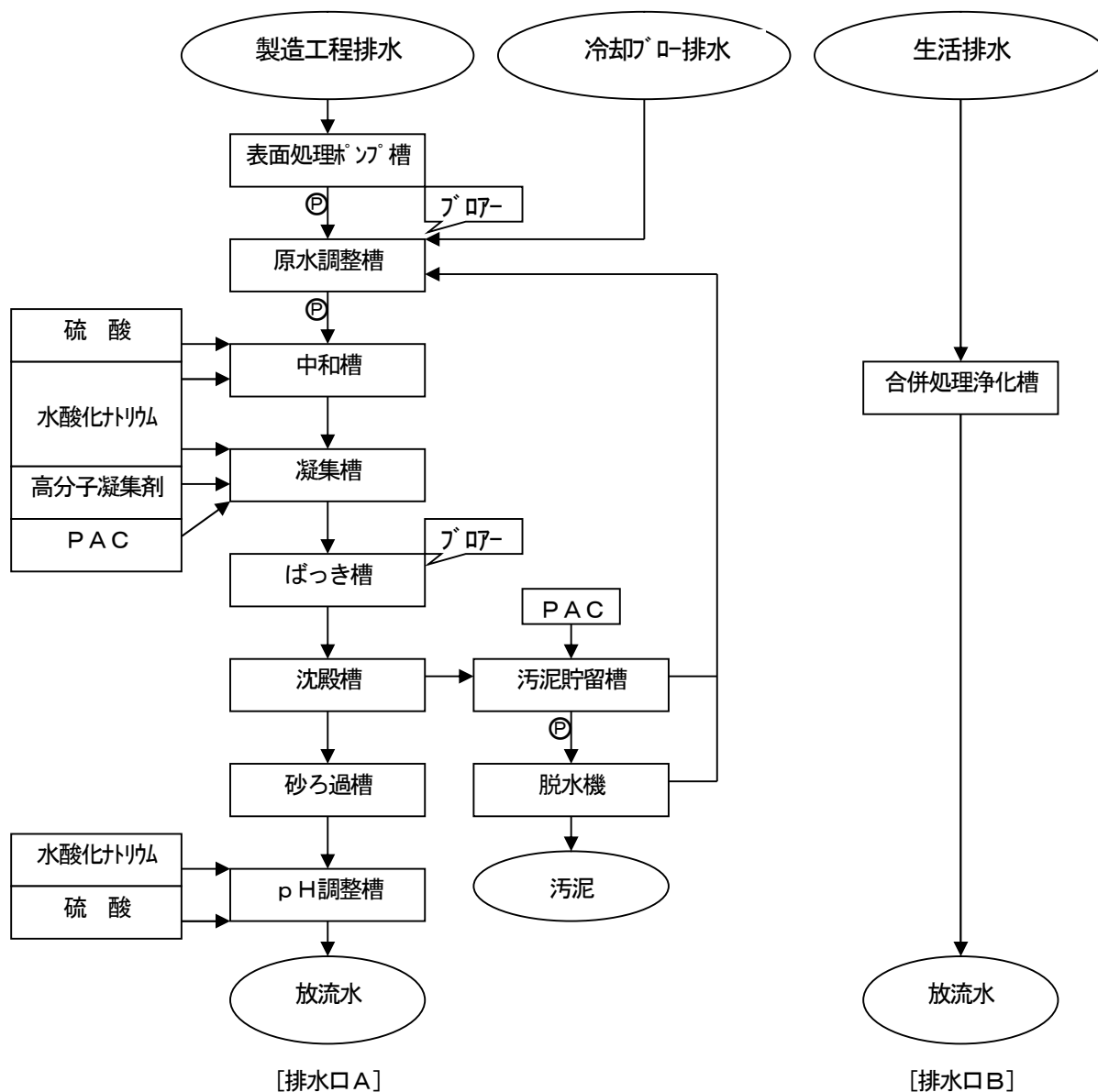
(第2図)



は、特定施設に該当する箇所を示す。

3. 汚水等の処理の系統図及び処理施設の主要寸法

(第3図)

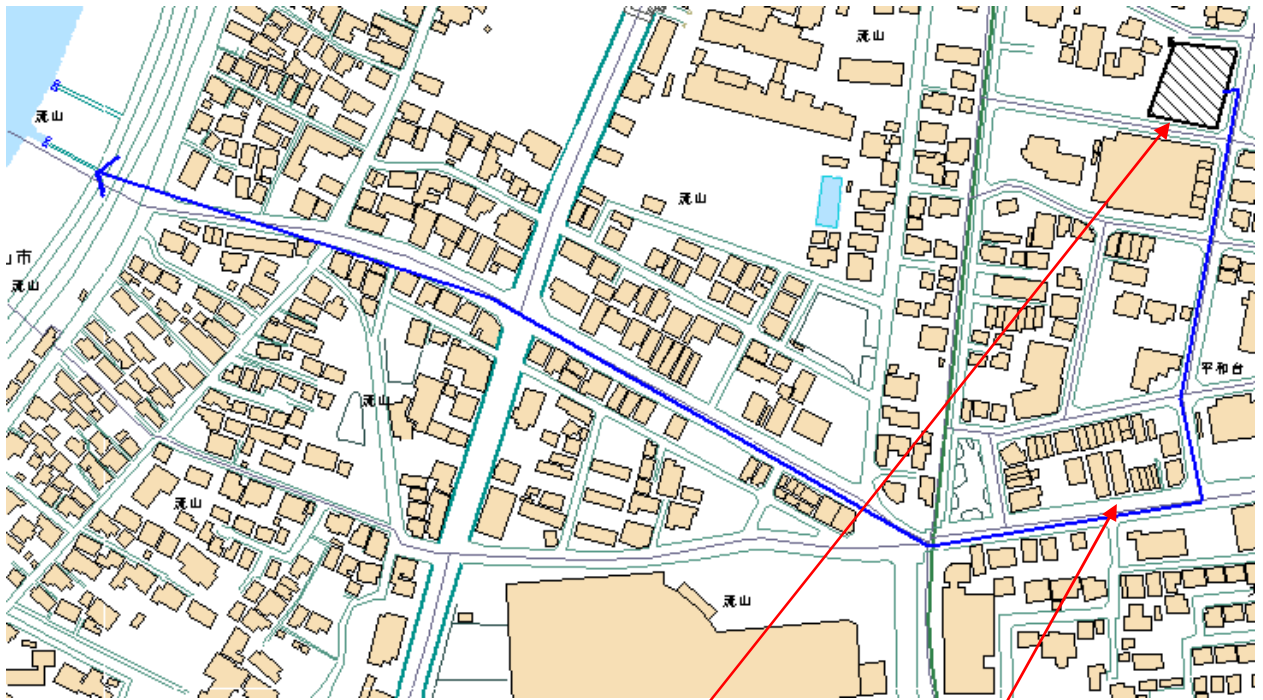


※ 処理施設の主要寸法については、寸法の記載のある構造図又はフリーハンド図を添付すること。(記載例示省略)

4. 事業場の位置及び排水が主たる

(第4図)

公共用水域へ至るまでの経路



※ 縮尺1/25000以上の地図に、事業所の位置と主要河川までの経路を記入する。

有害物質使用特定施設の構造

工場や事業場において用いている番号、名称等があれば、記入する。

工場又は事業場における施設番号	No. 1 (クロムめっき槽)	No. 2 (洗浄槽)
特定施設番号名称	65 酸又はアルカリによる表面処理施設	71-5 トリクロロエチレンによる洗浄施設
型式	浸漬水式	浸漬式
構造	鉄槽及びステンレス槽 水位計設置	ステンレス槽
主要寸法	1000×1000×1000 4基	4000×800×2000
能力	20 m ³ /日	1000 kg/日
配置	別添図のとおり	別添図のとおり
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	〇〇年7月 1日	〇〇年7月 1日
工事完成予定年月日	〇〇年7月20日	〇〇年7月20日
使用開始予定年月日	〇〇年7月25日	〇〇年7月25日
その他の参考事項	有害物質の漏えい対策として、当該槽周辺に防液堤（コンクリート製）を設置（別添配置図参照）	工事着手予定年月日は、60日間の実施の制限があるので、様式第1の届出日の60日以上後の日を記入する。

有害物質の漏えいを防止する材質であること及び漏えいを検知する設備が設置されていれば、その内容を記入する。

施設の床面や周囲について有害物質の漏洩を防止する材質であることや防液堤の設置の有無などについて記載する。

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙1との対応がわかるよう同じ名称等を記入する。

有害物質使用特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		No.1 (クロムめっき槽)		No.2 (洗浄槽)	
特定施設番号番号名称		65 酸又はアルカリによる表面処理施設		71-5 トリクロロエチレンによる洗浄施設	
設置場所		別添図のとおり		別添図のとおり	
操業の系統		同上		同上	
使用時間間隔		連続(9:00~17:00)			
1日当たりの使用時間		8時間		一時間	
使用の季節的変動		なし		なし	
原材料(消耗資材を含む。の種類、使用方法及び1日当たりの使用量)		硫酸 8kg クロム酸 15kg		トリクロロエチレン 50kg	
汚水等の汚染状態	種類	通常	最大	通常	最大
	六価クロム トリクロロエチレン	6	7	—	—
汚水等の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		10	20	0	0
その他参考となるべき事項					

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

工場や事業場において用いている番号、名称等があれば、記入する。

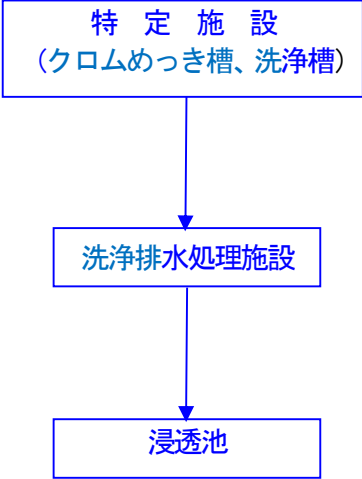
特定施設から発生する汚水等の処理施設以外の排水処理施設(合併処理浄化槽など)があれば、併せて記入する。

汚水等の処理の方法

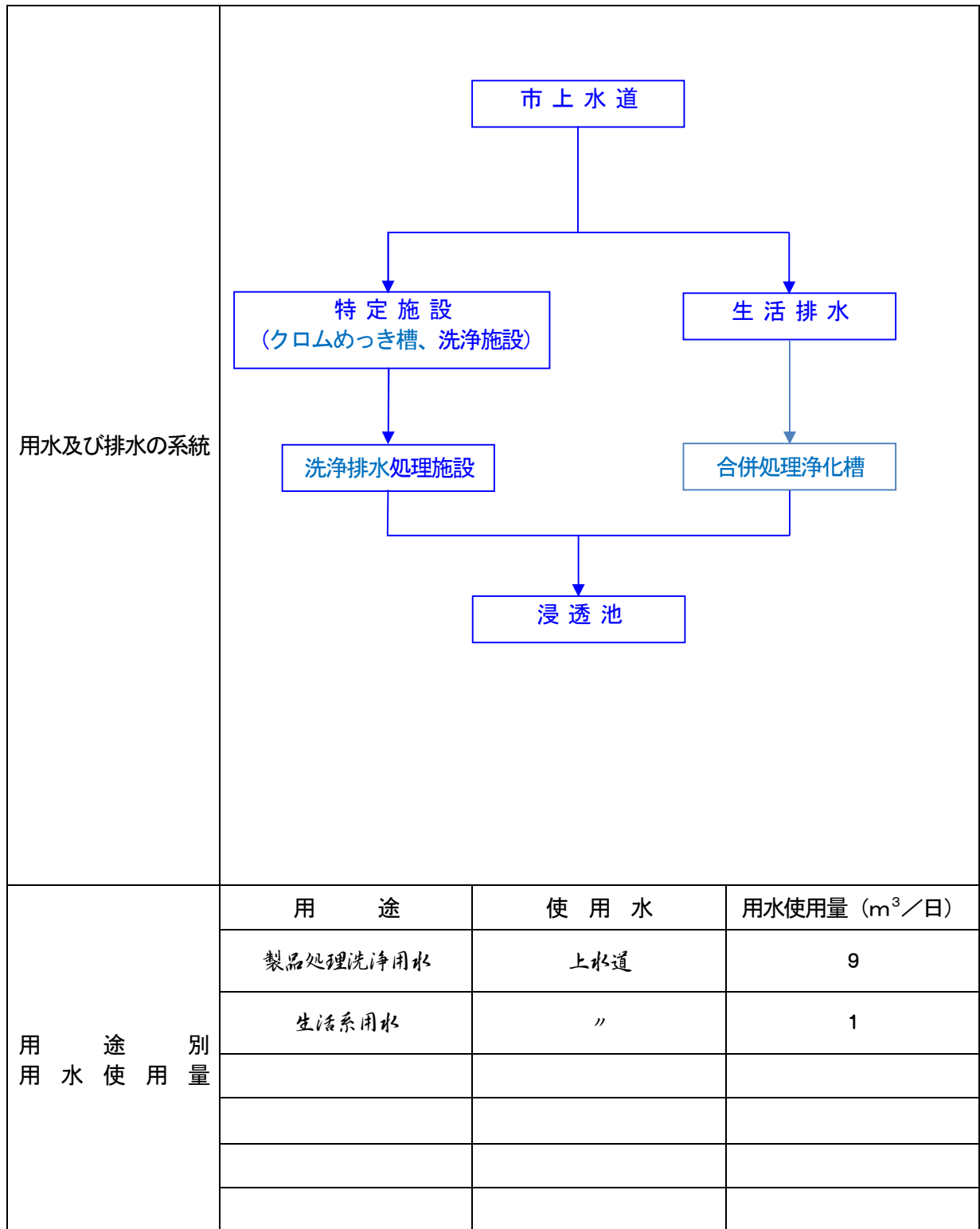
工場又は事業場における施設番号		洗浄排水処理施設				合併処理浄化槽			
処理施設の設置場所		別添図のとおり				別添図のとおり			
設置年月日									
工事着手予定年月日		〇〇年7月 1日				〇〇年7月 1日			
工事完了予定年月日		〇〇年7月20日				〇〇年7月20日			
使用開始予定年月日		〇〇年7月25日				〇〇年7月25日			
種類及び型式									
構造		別添図のとおり				別添図のとおり			
主要寸法		同上				同上			
能力		20 m ³ /日				10 m ³ /日			
処理の方式		還元吸着				接触ばっ気式			
処理の系統		別添図のとおり				別添図のとおり			
集水及び導水の方法		同上				同上			
使用時間間隔		連続式(9:00~17:00)				連続式			
1日当たりの使用時間		8時間				24時間			
使用の季節変動		なし				なし			
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		亜炭 3kg 硫酸 1kg 水酸化ナトリウム 0.5kg				次亜塩素酸ナトリウム 1kg			
汚水等の汚染状態及び量	種類	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	1.0	6~8	同左	同左	5~9	6~8	同左	同左
	BOD	15	8	20	10	150	20	200	20
	SS	35	8	55	10	150	25	200	25
	大腸菌数	—	—	—	—	>800	不検出	>800	<800
	六価クロム	6	不検出	7	不検出	—	—	—	—
	トリクロロエチレン	不検出	不検出	同左	同左	—	—	—	—
量(m ³ /日)		10	10	20	20	7	7	10	10
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法		廃トリクロロエチレン 0.5 t / 月 (産業廃棄物処分: 業者委託) 汚泥 1.0 t / 月 (脱水処理後産業廃棄物処分: 業者委託)				汚泥 0.2 t / 月 (市指定の業者に委託)			
その他参考となるべき事項									

備考 汚水等の汚染状態の欄には、有害物質による汚染状態について記載すること。

特定地下浸透水の浸透の方法

<p>浸透施設の位置</p>		 <pre> graph TD A["特定施設 (クロムめっき槽、洗浄槽)"] --> B["洗浄排水処理施設"] B --> C["浸透池"] </pre>							
<p>浸透施設の数</p>		<p>1施設</p>							
<p>浸透水</p>	<p>工場又は事業場における施設番号</p>	<p>No. 1 (浸透池)</p>							
	<p>量 (m³/日)</p>	<p>通常</p>	<p>最大</p>	<p>通常</p>	<p>最大</p>	<p>通常</p>	<p>最大</p>	<p>通常</p>	<p>最大</p>
<p>その他参考となるべき事項</p>									

特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統



※各添付図面は、[記載例 1 - 1]の図面を参考に作成すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	メッキ装置 No1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 メッキ槽)	
型式	N社製 連続メッキライン	
構造	鋼鉄製 (別添構造図参照) [構造図は本記載例では省略]	<ul style="list-style-type: none"> ・施設本体の形状や材質等を簡潔に記入する。 ・施設の構造図等を添付し、施設本体の構造を説明する。 ・地下構造などの場合、必要に応じ設備の立面図も添付する。
主要寸法	メッキ槽 1000×1200×2000	
能力	△△△m ³ /日	
配置	鋼板メッキ工場 架台上に設置 (添付配置図面参照)	
床面及び周囲	床面 コンクリート (フラン樹脂被覆) 周囲 防液堤 (容積0m ³) [構造図は本記載例では省略]	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置される床面やその周囲の構造、材質等を簡潔に記入する。(別紙1の場合、「その他」欄に記載する) ・施設の構造図等を添付し、防液堤等の漏洩防止措置と、その内側(有害物質に触れる恐れのある範囲)の材質等を記入する。
設置年月日	年月日	
工事着手予定年月日	〇〇年4月 1日	年 月 日
工事完成予定年月日	〇〇年4月21日	年 月 日
使用開始予定年月日	〇〇年4月26日	年 月 日
その他参考と なるべき事項		

備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	メッキ装置 No1		<ul style="list-style-type: none"> ・配管等や排水溝等、有害物質使用特定施設の付帯設備の名称を記入する ・この欄に記載する「配管等」には配管のほか継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備が含まれ、「排水溝等」には排水溝、排水管のほか排水ます、排水ポンプ等の排水設備が含まれる
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 メッキ槽)		
設備	①メッキ廃液配管 ②フランジ (○か所) ③排水ます		
構造	①鋼鉄製 (別添構造図参照) 検知設備等未設置 ②ステンレス製 ③コンクリート製 (フラン樹脂被覆) [構造図は本記載例では省略]		<ul style="list-style-type: none"> ・設備の材質や漏洩防止措置、検知装置の設置の有無等を記入する。 ・施設の構造図等を添付し、施設周囲の床面等の構造を説明する。
主要寸法	①直径100mm×50m (うち、地下部分10m) ②直径100mm ③1000mm×1000mm×500mm		<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置場所等を簡潔に記載する。 ・場内配置図等を用い、有害物質の貯蔵施設や他の施設等との関係を説明する。その際には「設備」欄に記載した配管等、排水溝等の位置がわかるよう図面上に示す。 ・必要に応じ設備の立面図も添付する。
配置	鋼板メッキ工場 配管地下部分あり (添付配置図面参照)		
設置年月日	年月日	年月日	
工事着手予定年月日	〇〇年4月 1日	年月日	
工事完成予定年月日	〇〇年4月21日	年月日	
使用開始予定年月日	〇〇年4月26日	年月日	
その他参考となるべき事項			

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

(参考)

点検項目・頻度等	<p>管理要領：点検・見直しを行う(1回/年)</p> <p>点検項目(頻度)：</p> <p>[施設および周囲]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設本体からの漏洩の有無(毎日) ・床面のひび割れ、被覆の損傷等(1回/年) <p>[付帯設備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管からの漏洩の有無の目視による点検(1回/月) ・気圧変化による漏洩の有無の確認[地下部分](1回/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・構造基準の自主点検内容について、実施する点検項目と頻度などを記載する。
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

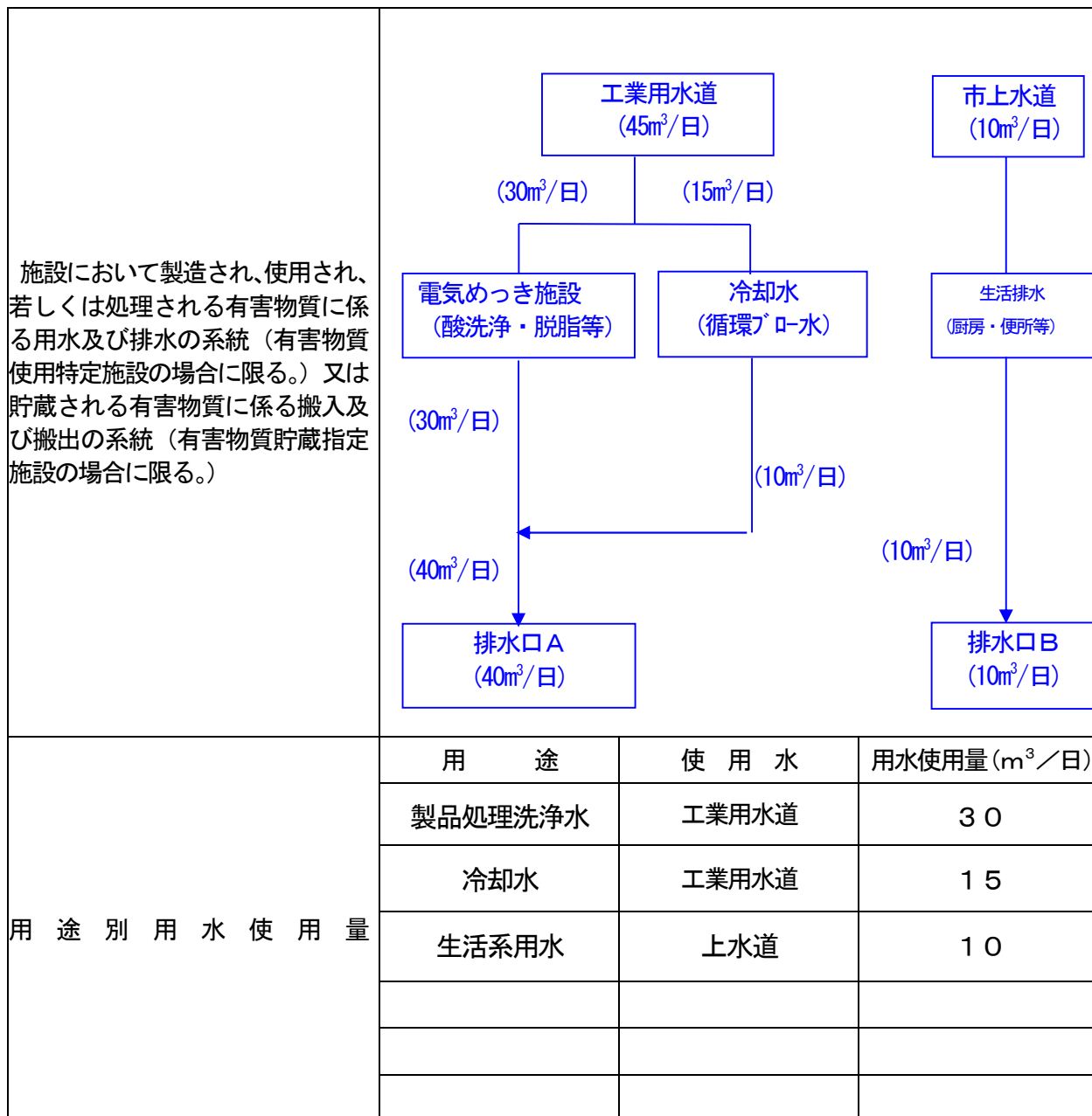
工場又は事業場における施設番号	メッキ装置 No1	
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質使用特定施設 (66 メッキ槽)	
設置場所	鋼板メッキ工場	
操業の系統	別添操業の系統図の通り [系統図は本記載例では省略]	
使用時間間隔	連続	
1日当たりの使用時間	24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設にあって、原材料に有害物質が含まれる場合は、有害物質名を記入する。 ・なお、有害物質を製造するなど、原材料以外に含まれるのであれば、その他欄に記入する。
使用の季節的変動	なし	
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	△%クロム溶液 (日補充量 OOL) (有害物質 6価クロム)	
その他参考となるべき事項	月に1度、スラッジの抜き取り（産廃処理）及び、メッキ槽の洗浄を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の外部委託などによる有害物質の系外排出などがあれば記入する。 ・原料に含まれない有害物質が、製品に含まれる場合(製造ないし副生)は記入する。

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

(参考)

特定施設で、使用・製造・処理する有害物質	6価クロム(Cr6+)	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料、製品、廃液に含まれる有害物質をすべて記入する。
----------------------	-------------	--------------------------------------------------------------------------------

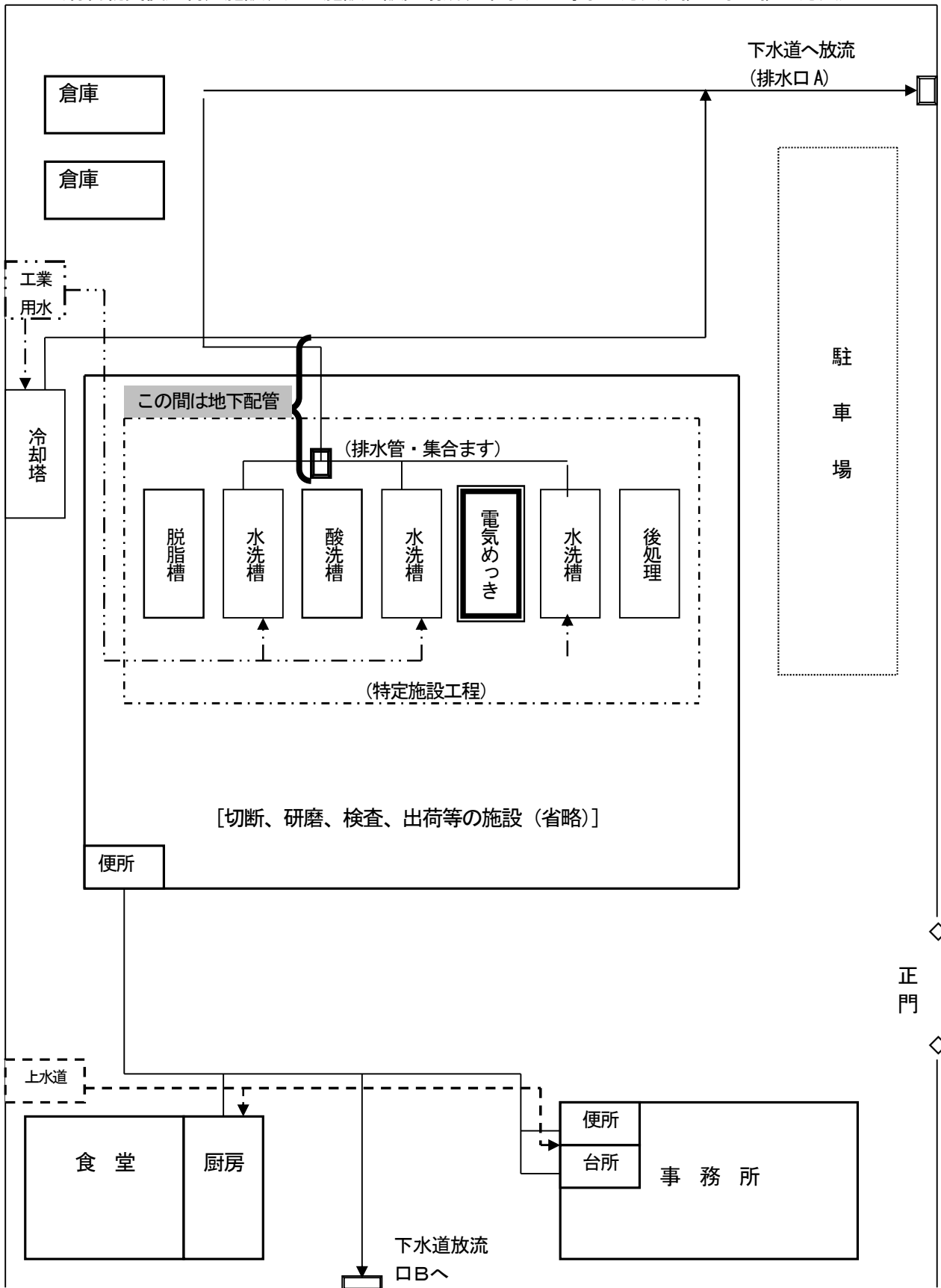
用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）



・事業場配置図

(第1図)

(有害物質使用特定施設、処理施設の設置場所、集水及び導水の方法、排出水の排出方法)



※その他の添付図面は、[記載例 1-1]の図面を参考に作成すること。

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

・有害物質使用特定施設もしくは有害物質貯蔵指定施設（第5条第1項及び第3項）の届出に併せ、届け出る施設の構造基準の達成状況の確認表を提出してください。

【記入例】

工場または事業場における施設番号：メッキ装置 No. 1					特定施設番号： 66 事業場名：△△（株）				
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法			
	基準	区分1	区分2 内容			項目	頻度	基準	
床面および周囲	A	1		以下のいずれにも該当	/	B	①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	A
			イ	床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造					
		ロ	防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等						
	2	上記と同等の措置			/		措置に応じた項目	措置に応じた内容	A
	3	床下が目視で点検できる			/		床下を目視点検	1回/月	A
	B	1	イ	以下のいずれにも該当 ・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は接地しているなど目視点検できない構造で、材質もA基準を満たさない ・「防液堤等」の設置	○		①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年	B
			ロ	本体からの漏洩を検知できる装置の設置又は同等以上の措置	×				
		2	・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造 ・本体下部は前述の基準を満たさないが、目視点検は可能 ・防液堤等の設置				○	①床面のひび割れ・被覆の損傷 ②防液堤のひび割れ	①1回/年 ②1回/年
	C	上記基準は満たさない			/		①床面のひび割れ・被覆の損傷	①1回/月	C
	施設本体	(本体に構造基準はないが、「床面および周囲」の基準が点検の基準に適用される)			/		【施設下部の床面がA基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A
【施設下部の床面がB基準】 ①施設本体のひび割れ・亀裂・損傷 ②施設本体からの漏洩の有無						①1回/年 ②1回/月(同等以上の方法は適切な回数)	B		
(注)A基準：新設基準、B基準：既設の基準、C基準：既設であって構造基準適用猶予中の基準※(環境省令・マニュアルによる) ※構造基準の適用猶予期間は平成27年5月末で終了しています									
【備考欄】 ・「同等以上の措置」等を選択した場合、その内容と内容に応じた点検回数を記載する。ほか、例外等が適用された場合もその内容を記載する。									

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

工場または事業場における施設番号：メッキ装置No.1（メッキ廢液配管）				特定施設番号：66	事業場名：△△(株)										
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法									
	基準	区分1	区分2			項目	頻度	基準							
配管等 (地下配管)	A	1	イ	以下のいずれかに該当 必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。	×	A	①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無	①1回/年 ②1回/年	A						
			ロ	床面より離れて設置され、漏洩が目視で点検できること。	○										
			ハ	漏洩が目視で点検できること。	○										
	C	上記基準を満たさない													
配管等 (地下配管)	A	1	イ	以下のいずれかに該当 トレンチ内に設置され、トレンチの床・側面の材質が不浸透性を有し、トレンチの底面が必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること	○	B	①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/年 ②1回/年 ③1回/年	A						
			ロ	必要な強度があり、有害物質で劣化する恐れのない材質で、外面は腐食防止措置が施されている。	○										
			ハ	上記と同等の措置	○										
	B	1	イ	以下のいずれかに該当 トレンチ内に設置されていること	○					①配管等のひび割れ・亀裂・損傷 ②配管等からの漏洩の有無 ③トレンチ内壁のひび割れ・被覆の損傷	①1回/6カ月 ②1回/6カ月 ③1回/6カ月	B			
			ロ	漏洩を検知できる装置の設置や配管等の流量の変化を検出する装置の設置	×								①配管等からの漏洩の有無 ②配管等からの漏洩の有無	1回/月。濃度測定で確認を行う場合は1回/3カ月	B
			ハ	上記と同等の措置	×										
	C	上記基準を満たさない			①配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認 又はこれと同等以上の方法					1回/年(同等以上の方法より適切な回数)	C				
	(注) A 基準：新設基準、B 基準：既設の基準、C 基準：既設であって構造基準適用猶予中の基準※(環境省令・マニュアルによる) ※構造基準の適用猶予期間は平成27年5月末で終了しています														
	【備考欄】														

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の構造基準等の確認表

工場または事業場における施設番号：メッキ装置No.1				特定施設番号：66	事業場名：△△(株)				
対象	構造等に関する基準			対応状況 (○・×)	達成した基準	定期点検の方法			
	基準	区分1	区分2			項目	頻度	基準	
使用の方法	AB 共通	1	イ	以下のいずれにも該当 有害物質を含む水の受入れ等の作業を、飛散、流出、又は地下に浸透しない方法で行うこと。	○	B	①管理要領からの逸脱がないか ②作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年 ②1回/年	AB
			ロ	有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。	○				
			ハ	有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした水を回収し、再利用するか、又は適切に処理すること。	○				
	2	使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること。	○						
C	上記基準を満たさない			①作業に伴う有害物質の飛散・流出・地下への浸透がないか	①1回/年	C			
(注) A 基準：新設基準、B 基準：既設の基準、C 基準：既設であって構造基準適用猶予中の基準※(環境省令・マニュアルによる) ※構造基準の適用猶予期間は平成27年5月末で終了しています									
【備考欄】									

[記載例2]

氏名等変更届出書は、ちば電子申請サービスから提出可能です。

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

様式第5 (第7条関係)

氏名等変更届出書

〇〇年5月11日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

- ・代表権を有しないものによる届出の場合は、委任状を添付する
- ・届出書には、代表者と代理者の所在地、名称、職氏名を併記する
- ・氏名について、旧姓を記載する場合は、戸籍氏と併記する
(例)千葉太郎が環境太郎に改姓した場合：
環境[千葉]太郎

届出者

佐倉市海隣寺町97

千葉食品株式会社

代表取締役 仲田 守

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 鏑木 正	* 整理番号	
	変更後	代表取締役 仲田 守	* 受理年月日	年 月 日
変更年月日		〇〇年4月20日	* 施設番号	
変更の理由		役員改選のため	* 備考	

変更の生じた年月日を記入する。

変更の生じた理由を簡単に記入する。

- 備考 1 *印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名：	
所在地：(〒)	
電話：	FAX：
E-mail：	

[記載例3]

特定施設使用廃止届出書は、ちば電子申請サービスから提出可能です。
https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

様式第6 (第7条関係)

~~特定施設(有害物質貯蔵指定施設)~~使用廃止届出書

〇〇年4月1日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

該当する事項以外は二重線で抹消する。

館山市北条〇〇—〇

届出者 △△△クリーニング株式会社

代表取締役 □□ □□

特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の使用を廃止したので、水質汚防止法第10条の規定により、次のおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△△クリーニング株式会社	* 整理番号	
工場又は事業場の所在地	館山市北条〇〇—〇	* 受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	67 洗濯業の用に供する洗濯施設	* 施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	(例1) 別図のとおり (例2) 全施設	* 備考	工場、事業場の全体配置図面に廃止された特定施設の場所を明示する。
使用廃止の年月日	〇〇年3月20日		
使用廃止の理由	廃業のため		使用廃止の理由を簡単に記入する。

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。
2 *印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名:	
所在地:(〒)	
電話:	FAX:
E-mail:	

※ 有害物質使用特定施設の使用廃止の届出を行った場合、工場又は事業場の土地の所有者に対し、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の義務が発生しますので、各届出先の事務所の担当者へ、併せて御相談ください。

[記載例 4]

承継届出書は、ちば電子申請サービスから提出可能です。
https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay

様式第7 (第8条関係)

承 継 届 出 書

〇〇年11月20日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

銚子市若宮町1-1

届出者

海匠研究センター株式会社

代表取締役 清 川 栄

特定施設を譲り受け、前届出者の地位を継承した者(現在の所有者)

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、水質汚濁防止法第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	海匠研究センター株式会社	* 整理番号	
工場又は事業場の所在地	銚子市若宮町1-1	* 受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	71の2イ 研究、検査の用に供する洗浄施設	* 施設番号	
特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別図のとおり	* 備考	
承継の年月日	〇〇年11月5日		
被承継者	氏名又は名称	銚子検査センター(株)	
	住 所	銚子市栄町2-2-1	
承 継 の 原 因	譲渡のため		

工場・事業場の全体配置図面に特定施設の設置場所を明示する。

承継の原因を簡単に記入する。

譲り渡した人(元の所有者)の氏名(名称)及び住所を記入する。

- 備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあつた特定施設の種類の欄には記載しないこと。
2 *印の欄には、記載しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(参考)

届出担当者連絡先	
所属・氏名:	
所在地:(〒)	
電 話:	F A X :
E-mail:	

[記載例5]

様式第11号

事故時の措置に係る届出書

〇〇年12月1日

千葉県知事 〇〇 〇〇 様

茂原市道表1

届出者 長生化学株式会社

代表取締役 茂原 弘

水質汚濁防止法第14条の2の規定により事故の状況等について、次のとおり届出ます。

工場又は事業場の名称	長生化学株式会社
工場又は事業場の所在地	茂原市道表1
施設の種類	66. 電気めっき施設
△事項の状況	別紙のとおり
△講じた措置	別紙のとおり
事故処理担当部課名 及び担当責任者氏名 (電話番号)	製造部環境安全G 主任 高橋 太郎 0475-〇〇-〇〇〇〇

備考 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

1 事故の状況別紙

イ 事故の発生日時・発生場所・発生施設名

事故の発生日時	〇〇年11月26日 14時20分
事故の発生場所	第一工場電気めっきラインめっき槽
事故の発生施設名	電気めっき槽

ロ 事故により公共用水域に排出され、又は地下浸透した有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水の種類及び量並びに排出先

有害物質等の種類	シアン（シアン濃度70mg/リットルのめっき液）
有害物質等の排出量	100リットル
有害物質等の排出先	利根川

ハ 有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水に係る事故発生施設から公共用水域に排出され、又は地下に浸透した所までの経路

電気めっき施設→雨水側溝→利根川

ニ 人の健康又は生活環境に係る被害状況

	人の健康	生活環境	備考
被害状況	なし	魚500匹程度浮上	

ホ 事故の原因

バルブの誤操作

2 講じた措置

イ 措置の完了日時 ○○年11月26日 15時00分

ロ 措置の内容

直ちにバルブを閉めるとともに、雨水側溝を閉鎖し、公共用水域への流出を防止した。

また流出したシアン溶液の回収を実施した。

ハ 措置の結果

公共用水域への流出は止まり、大部分のシアン溶液は回収した。

しかし、約100リットルは公共用水域へ流出したものと考えられる。

ニ 有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水が流入した公共用水域、又は地下水の調査状況（水質その他）

○○年11月27日、雨水排水口付近の河川水を簡易測定した結果、不検出であった。

3 その他事故の状況、講じた措置等について参考となるべき事項

○○年11月26日14時26分に電話で上記の事故内容等について、長生地域振興事務所地域環境保全課に通報した。

水質汚濁防止法第14条の2で事故発生後、直ちに「応急措置」を講じると共に速やかに電話等で次の事項を「通報(届出)」しなければならない。

※「発生時刻、場所、原因、流出した有害物質・油の種類及び量、浄水場の有無等事業場下流の状況、汚染の拡大予測等の状況、応急処置の内容等人の健康又は生活環境被害防止に必要な情報」

添付図書

- 1 事故により公共用水域へ排出された有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水の流路を示した地図
- 2 事故発生施設から公共用水域（地下浸透を含む）までの事業場内の有害物質、指定物質、油又は排水基準を満たさない水の流路（事業場平面図に明示）
- 3 事故発生施設の構造図
- 4 講じた措置の概要を示す図
- 5 下水道法で届出している場合はその写し

[記載例6]

様式第8 (第9条関係)

測定項目欄は、所要な測定項目数により、別葉で追加するか。欄を適宜増やすこと。

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態 (特定地下浸透水の汚染状態)

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設 の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目					備 考
	名 称	排水量 (m ³ /日)				pH	COD	SS	T-N	T-P	
〇〇年 9月16日 10時30分	総合排水口	60	通常	愛川	飯田	7.5	15	10	20	0.5	
10月15日 10時30分	総合排水口	70	通常	愛川	上野	7.2	10	8	15	0.4	
11月17日 10時30分	総合排水口	50	通常	愛川	飯田	7.5	20	20	25	0.8	

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

[記載例7]

(参考様式)

委 任 状

私は、〇〇株式会社△△工場（所在地：△△市△△1-1） 工場長 ◇◇ ◇◇
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

△△工場における水質汚濁防止法に関する届出の権限

〇〇年11月1日

住 所 〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1-1

会 社 名 〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 □□ □□

法人の場合で、主たる事業場以外の事業場等で、代表権を有する者以外に届出の権限を委任する場合などに作成し、届出書等を代理者から行う場合に添付する。